



# 島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正 (農林水産総務課) 2

**【訓 令】**

島根県職員被服等貸与規程の一部改正 (人 事 課) 2

島根県職務育成品種規程の一部改正 (農 畜 産 振 興 課) 3

**【議会告示】**

島根県政務活動費の交付に関する規程の一部改正 3

**告 示****島根県告示第267号**

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成3年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条の2第1号中「食料安全推進課家畜病性鑑定室」を「畜産課家畜病性鑑定室」に改める。

**附 則**

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

**訓 令****島根県訓令第3号**

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表の1の表2の項を次のように改める。

2	防災部消防総務課に勤務し、消防航空業務に従事する職員	救助服（上、下）	4着	3年
		夏季用救助服（上）	3着	3年
		夏季用救助服（下）	2着	3年
		冬季救助用インナー（上）	1着	3年
		冬季救助用インナー（下）	1着	3年
		ベルト	2個	3年
		帽子	2個	3年
		安全帽	1個	3年
		防塵メガネ	1個	3年
		夏難燃シャツ	2着	1年
		冬難燃シャツ	2着	1年
		救助靴	1足	3年

別表の1の表13の項中「食料安全推進課家畜病性鑑定室」を「畜産課家畜病性鑑定室」に改め、同表22の項及び23の項を次のように改める。

22	削除			
及				
び				
23				

別表の1の表25の項中「材料技術科」を「有機材料技術科、無機材料技術科」に改め、同表28の項中「、23の項」を削る。

別表の2の表1の項を次のように改める。

1	削除			
---	----	--	--	--

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**島根県訓令第4号**

本 庁  
地方機関

島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第4号を次のように改める。

(4) 登録品種 法第20条第1項に規定する登録品種をいう。

第8条第1項第2号中「育成者等」を「育成者」に改める。

第11条第1項中「第38条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第14条第3項中「農林水産部農畜産振興課」を「農林水産部農産園芸課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**議 会 告 示**

**島根県議会告示第2号**

島根県政務活動費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

島根県議会議長 岡 本 昭 二

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、調査研究（海外で行うものに限り、視察を含む。）又は調査委託に関する支出に係る領収書等の写しを提出するときは、別記様式第7号の2による政務活動報告書を添付するものとする。

別記様式第7号を次のように改める。

## 別記様式第7号（第4条関係）

## 領収書等添付票

経 費 の 項 目	添付票整理番号
使 途	
政務活動費の支出額	
領収書等の写し添付欄	

- 注) 1 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。
- 2 調査研究（海外で行うものに限り、視察を含む。）又は調査委託に関する支出に係る領収書等の写しを提出する場合には、政務活動報告書（別記様式第7号の2）を添付すること。

別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号の2 (第4条関係)

## 政務活動報告書

会派名又は議員名

活 動 名 称	
活動年月日又は活動期間	
場 所	
活動の相手先又は調査委託先	
目的、内容、結果等	【目的】 【内容】 【結果(成果)等】
関連領収書等添付票整理番号	

注) 調査委託の場合は、「場所」の記載は不要。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの告示による改正前の島根県政務活動費の交付に関する規程の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。